

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	3
○ 北九州市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局人事部給与課】	5
◇ 訓 令	
○ 北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部文書課】	6
◇ 告 示	
○ 平成28年度一般廃棄物処理実施計画の変更【環境局循環社会推進部循環社会推進課】	7
○ 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】	46
○ 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】	47
◇ 公 告	
○ 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】	48
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【環境局循環社会推進部施設課】	50
◇ 教育委員会	
○ 北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】	58

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

保健福祉局ワンヘルス国際会議支援室及び産業経済局エネルギー大臣会合推進室を廃止することにしました。

この規則は、平成29年1月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

通勤災害に係る補償の対象となる孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護を行うための通勤経路の逸脱又は中断後の移動について、当該孫、祖父母及び兄弟姉妹は、職員との同居を要件としないことにしました。

この規則は、平成29年1月1日から施行することにしました。

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 1 2 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 8 5 号

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市事務分掌規則（昭和 4 3 年北九州市規則第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条保健福祉局ワンヘルス国際会議支援室の項及び同条産業経済局エネルギー大臣会合推進室の項を削る。

第 3 条保健福祉局ワンヘルス国際会議支援室の項及び同条産業経済局エネルギー大臣会合推進室の項を削る。

第 7 条中「、ワンヘルス国際会議支援室次長、エネルギー大臣会合推進室次長」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。

（北九州市会計規則の一部改正）

2 北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「

	食品監視検査課	食品監視検査課長	を
ワンヘルス国際会議支援室		ワンヘルス国際会議支援室次長	

「

	食品監視検査課	食品監視検査課長	に、
--	---------	----------	----

「

	M I C E 推進課	M I C E 推進課長	を
エネルギー大臣会合推進室		エネルギー大臣会合推進室次長	

」

「

|

|

M I C E 推 進 課

M I C E 推 進 課 長

|

|

に

」

改める。

北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第86号

北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年北九州市規則第106号）の一部を次のように改正する。

第1条の5第5号中「職員と同居している」を削り、「掲げる者」の次に「（イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第1条の5第5号の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

北九州市訓令第 11 号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 28 年 12 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市副市長以下専決規程（昭和 43 年北九州市訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の部長の欄中 「大規模大会誘致室長」を「大規模大会誘致推進室長」に、保健所担当部長を「大規模大会誘致推進室長」に、ワンヘルス国際会議支援室長を「大規模大会誘致推進室長」に、エネルギー大臣会合推進室長を「新成長戦略推進室長」に改め、同表の課長の欄中 「障害者就労支援室長」を「新成長戦略推進室長」に改め、ワンヘルス国際会議支援室次長を「障害者就労エネルギー大臣会合推進室次長」に改める。

付 則

この訓令は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

北九州市告示第 1 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定めた平成 28 年度の一般廃棄物処理実施計画を変更したので、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 5 年北九州市条例第 28 号）第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 29 年 1 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

平成 28 年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の区分

(1) ごみ

ア 市の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
家庭ごみ	家庭から排出される日常生活に伴って生ずる生ごみ、プラスチック類及び紙くず並びにこれらと性状が同等に取り扱い得るもの 家庭の住居と事業所が建物の構造上一体で、家庭から排出されるものと事業活動に伴って排出される一般廃棄物との区別が難しく、家庭並みのごみ量の事業所から排出される一般廃棄物
資源化物	家庭から排出されるかん、びん、ペットボトル、紙製の容器包装（飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に限る。以下「紙パック」という。）及び発泡スチロール製食品用トレイ（以下「トレイ」という。）
粗大ごみ（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	家庭から排出される家具、寝具、電化製品、厨房器具、自転車等で、家庭ごみ及び資源化物として収集しないもの 引越し等に伴い一時的に多量に家庭から排出されるもの
動物の死体	犬、猫等小動物の死体
その他	環境保全上処理を必要とする不法投棄ごみ等
自己搬入ごみ（資源化可能な紙くず、木	事業活動に伴って排出される一般廃棄物であって、家庭ごみ及び粗大ごみと同等のごみで、家庭から排出されるごみの処理に支障のない量のもののうち、許可業

くず及び特定家庭用機器廃棄物を除く。)	者又は排出者自らが収集運搬するもの 家庭から排出される資源化物以外のごみで、許可業者又は排出者自らが収集運搬するもの
---------------------	---

注 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定めるものをいう。以下同じ。

イ 許可業者の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
許可業者処理ごみ	別に定める処理区域で排出される可燃性のごみであって、許可業者により焼却されるもの 家庭から排出される蛍光管、一次電池、水銀体温計及び水銀血圧計で、許可業者により再資源化されるもの 家庭から排出される家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。）で許可業者により再資源化されるもの 家庭及び事業所から排出される紙くず、木くず及び繊維くずで許可業者により再資源化されるもの 家庭から排出されるかん、びん及びペットボトルであって許可業者により再資源化されるもの 一般廃棄物焼却施設から排出される焼却灰であって許可業者により再資源化されるもの 事業所から排出される食品廃棄物であって許可業者により再資源化されるもの
リサイクル法又は広域認定制度により資源化するもの	家庭から排出される使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。） 特定家庭用機器廃棄物 家庭から排出されるプラスチック製容器包装 家庭から排出されるパーソナルコンピューター、二輪自動車及びFRP船

注 使用済小型電子機器等とは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。

ウ 製造業者等の再資源化施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
----	--------

資源化物	家庭から排出される小型の金属類（粗大ごみとして定めているものを除く。以下「小物金属」という。）
特定家庭用機器廃棄物	家庭から排出される、又は事業活動に伴って排出されるユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式並びに液晶式及びプラズマ式のもの（液晶式のものについては、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）に限る。）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機

エ 市が処理委託した再資源化業者の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
資源化物	家庭から排出される水銀使用廃製品（蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計及び水銀温度計に限る。以下同じ。） 家庭から排出されるプラスチック製容器包装

(2) し尿

区分	廃棄物の内容
市収集し尿	家庭から排出されるし尿で収集が必要なもの 事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもののうち、計画収集が可能なもの
自己搬入し尿	事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもの

(3) 浄化槽汚泥

区分	廃棄物の内容
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥

2 計画処理の概要

区分		計画処理量
ごみ	市収集ごみ	2 1 6 , 6 0 0 t
	自己搬入ごみ	1 6 2 , 0 0 0 t
	許可業者処理ごみ	1 8 , 0 0 0 t
	動物の死体	6 , 5 0 0 個
し尿	市収集し尿	8 , 0 0 0 k l
	自己搬入し尿	9 , 0 0 0 k l

浄化槽汚泥	18,000kl
-------	----------

注 市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ及びその他

### 3 処理計画

北九州市循環型社会形成推進基本計画に基づき、ごみの減量・資源化と適正処理の取組みを行う。

#### (1) ごみの排出抑制・再使用・再資源化計画

##### ア 排出抑制の方法

##### (ア) 家庭ごみの指定袋制度の実施

指定袋による家庭ごみの収集を実施し、家庭ごみの排出量抑制を図る。

##### (イ) 資源化物の指定袋制度の実施

指定袋による資源化物（市長が別に定めるものを除く。）の収集を実施し、資源化物の排出抑制及び分別促進を図る。

##### (ウ) 古紙リサイクルの促進

家庭から排出される古紙が資源としてリサイクルされるよう、古紙回収奨励金制度、古紙回収用保管庫貸与制度、新聞販売店回収等により、地域の実情に応じて雑がみを含めた古紙回収を促進する。

また、事業所から排出される古紙については、民間の古紙リサイクル施設へ収集運搬されるように働きかけるほか、商店街等に古紙回収用保管庫を貸与するオフィス町内会等により古紙回収を促進する。

##### (エ) 古着リサイクルの促進

家庭から排出される古着のリサイクルを進めるため、回収奨励金制度等により、分別排出に取り組みやすい体制づくりを図る。また、回収した古着の一部をリユースする。

##### (オ) 生ごみ等食品廃棄物の3Rの促進

家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を推進するため、生ごみコンポスト化容器活用講座等の実施や、コンポストの用途拡大に取り組む。また、「食品ロス」の削減に向け、「残しま宣言」運動等による周知啓発や「使い切り・食べ切り・水切り運動」の普及等を通じて、生ごみの排出抑制を図る。さらに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の改正状況を踏まえ、公共施設等の事業所から排出される食品廃棄物の減量及び資源化の促進を図る。

##### (カ) 小型家電リサイクルの促進

回収方法の拡充により、家庭から排出される小型家電のリサイクル

促進を図る。

(キ) 適正包装等の促進

家庭から排出されるごみの減量化を推進するため、マイバッグの利用の促進を図る。

また、簡易包装の普及等を通じて、過剰包装の抑制を図る。

(ク) 事業系一般廃棄物の減量化及び資源化の促進

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、排出事業者に対し、ごみの減量化及び資源化に関する指導を徹底し、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化を促進する。

- a ごみ処理マニュアルの作成や事業所戸別訪問による、ごみ減量化・適正排出に向けた指導及び啓発
- b 市の処理施設における搬入ごみ検査の強化による、適正処理と減量・リサイクルの促進
- c 古紙、かん、びん、廃木材、被服等資源化物のリサイクルの促進
- d オフィス町内会の組織化の促進による古紙の減量化及び資源化の促進
- e 事業所から排出されるごみの組成調査
- f 市役所内から排出されるごみの減量化及び資源化の徹底
- g 事業者・市民・行政の連携による食品廃棄物の減量・資源化の促進

(ケ) ごみの減量・資源化及び適正処理に関する市民及び事業者に対する広報及び啓発活動の実施

- a 環境ミュージアムの活用
- b 「出前講演」の実施
- c ホームページの活用
- d 環境情報誌「ていたんプレス」の発行
- e 「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」の実施
- f 市民リサイクル啓発用映像の活用
- g 「北九州市の環境」の発行
- h ごみ処理施設等の施設見学の受入れ
- i 北九州市3R活動推進表彰の実施
- j 家庭ごみステーションにおける排出指導・啓発及び地域の取組み支援の実施
- k その他 市民等がごみ問題に取り組むために必要な広報活動及び情報提供

イ 再資源化の方法及び量

再資源化の方法	計画処理量
資源化物のうち、かん、びん及びペットボトルを選別し、再資源化業者に引き渡す。	10,600 t
資源化物のうち、プラスチック製容器包装を選別し、再資源化業者に引き渡す。	7,200 t
資源化物のうち、紙パック及びトレイを選別し、再資源化業者に引き渡す。	250 t
資源化物のうち、水銀使用廃製品を再資源化業者に引き渡す。	80 t
資源化物のうち、小物金属を再資源化業者に引き渡す。	130 t
資源化物のうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す。	6 t
粗大ごみのうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す。	100 t
家庭から排出される古紙を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	25,300 t
家庭から排出されるせん定枝を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	170 t
家庭から排出される廃食用油を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	5 t
家庭から排出される生ごみ等を家庭で堆肥化し利用する。	—
家庭から排出されるインクカートリッジを市役所及び区役所で回収し、再資源化業者に引き渡す。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9に基づく広域認定制度）	—
家庭から排出される古着を区役所等公共施設、北部九州・古着地域循環推進協議会に参加する事業者の店頭等で回収し、再資源化業者に引き渡す。	400 t
新門司工場に搬入されるごみを熔融処理した後にスラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す。	スラグ 16,200 t メタル

	1,600 t
日明工場（粗大ごみ資源化センター）に搬入されるごみの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。	690 t
事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。	320 t
事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝をチップ化し、再資源化する。	13,400 t
事業活動に伴って排出される紙くずを再資源化する。	3,600 t
事業活動に伴って排出される食品廃棄物を再資源化する。	600 t

注 ペットボトル、トレイ（白色トレイに限る。）、プラスチック製容器包装及びびん（白びん及び茶びんを除く。）については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡して再資源化する。

#### ウ 再資源化関連施設の概要

施設名	処理する者	再資源化対象物	所在地	処理方式	処理能力
新門司工場	市	紙パック及びトレイ	門司区新門司三丁目79番地	ストックヤード	
日明工場（粗大ごみ資源化センター）	市	鉄	小倉北区西港町96番地の2	クロスベルト角型電磁式	6 t ／ 1時間
日明かんびん資源化センター	市	かん、びん及びペットボトル	小倉北区西港町96番地の2	アルミ缶の選別 永久磁石回転プーリー式 スチール缶の選別 クロスベルト角	52.5 t ／ 5時間

				型電磁式 びん及びペットボ トルの手選別 直線ベルトコン ベア式	
		紙パック 及びトレ イ	小倉北区 西港町9 6番地の 2	ストックヤード	
本城か んびん 資源化 センタ ー	市	かん、び ん及びペ ットボト ル	八幡西区 洞北町7 番10号	アルミ缶の選別 永久磁石回転プ ーリー式 スチール缶の選別 電磁永磁併用吊 り下げ方式 びん及びペットボ トルの手選別 直線ベルトコン ベア式	63 t ／5時間
		紙パック 及びトレ イ	八幡西区 洞北町7 番10号	ストックヤード	
北九州 市プラ スチック 資源 化セン ター	市	プラスチ ック製容 器包装	小倉北区 西港町8 6番13 号	揺動式ふるい 直線ベルトコン ベア式	60 t ／12時間
木材開 発株式 会社の 施設	許可 業者	廃木材	若松区南 二島五丁 目3番2 号	ハンマー式	120 t ／8時間
ホクザ イ運輸	許可 業者	廃木材 せん定枝	小倉北区 西港町7	ハンマー式	700 t ／8時間

株式会 社の施 設			2番地の 32、3 3、34 、35及 び42		
梅崎礦 業株式 会社の 施設	許可 業者	廃木材	門司区新 門司三丁 目67番 16号	回転ナイフ式	18t ／8時間
株式会 社金田 商店の 施設	許可 業者	廃木材	門司区新 門司三丁 目67番 61	一軸破碎機 (自走式) 二軸破碎機 (自走式)	93.1t ／5時間
株式会 社守恒 造園建 設の施 設	許可 業者	廃木材 せん定枝	小倉南区 大字堀越 483番 地の1及 び510 番地の1	回転ナイフ式	4t／8時 間
株式会 社野原 商会の 施設	許可 業者	木くず 紙くず 繊維くず	門司区新 門司三丁 目25番	二軸破碎機 一軸破碎機 圧縮梱包機	42.2t ／5時間
株式会 社野原 商会の 施設	許可 業者	木くず 紙くず 繊維くず	門司区新 門司三丁 目52番	二軸式破碎機 圧縮梱包機	114.7 t／5時間
株式会 社坪井 商店の 施設	許可 業者	紙くず	小倉北区 高浜二丁 目121 番6	油圧プレス式	100t／ 8時間
北九資 源株式 会社の	許可 業者	紙くず	小倉北区 青葉一丁 目2番7	油圧プレス式	60t ／5時間

施設			号		
株式会社ジェイ・リライツの施設	許可業者	蛍光管 一次電池 水銀体温計 水銀血圧計	若松区響町一丁目62番地の17	湿式二軸せん断破砕機 乾式スクリー型破砕機 ハンマー式	23.9 t / 12時間
九州メタル株式会社の施設	許可業者	特定家庭用機器廃棄物（電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。） 使用済FRP船 使用済パーソナルコンピューター 使用済自動二輪車 小型家電	小倉北区西港町62番4	破砕機 選別機 磁選機 ふるい機	200 t / 8時間
西日本家電リサイクル株式会社の施設	許可業者	特定家庭用機器廃棄物	若松区響町一丁目62番	破砕機 選別機 磁選機 減容機	281.6 t / 24時間
株式会	許可	家庭用電	若松区響	縦型一軸せん断式	36 t

社リサイクルテックの施設	業者	化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	町一丁目 62番地の13及び14	油圧プレス式	／24時間
九州製紙株式会社の施設	許可業者	紙	八幡東区 大字前田 2142番地の1	パルパー	135 t ／24時間
株式会社西日本ペーパーリサイクルの施設	許可業者	紙	若松区響 町一丁目 62番地	横型ハンマー式 縦型せん断式 油圧プレス式	90.1 t ／5時間
株式会社丸清の施設	許可業者	紙	若松区南 二島四丁目2番18号	油圧プレス式	102 t ／5時間
有限会社KARSの施設	許可業者	かん、びん、ペットボトル及び紙コップ	若松区響 町一丁目 62番地の19	アルミ缶の選別 高磁力回転ドラム方式 スチール缶の選別 吊り下げ磁石方式 びん、ペットボトル及び紙コップの手選別 直線ベルトコンベア式	96 t ／24時間
西日本ペット	許可業者	ペットボトル	若松区響 町一丁目	フレーク処理 ペレット処理	89.5 t ／24時

ボトルリサイクル株式会社の施設			62番		間
株式会社イマナガの施設	許可業者	プラスチック製容器包装	門司区新門司三丁目41番	ペレット処理	14.4 t / 24時間
新日鐵住金株式会社の施設	許可業者	プラスチック製容器包装	八幡東区大字前田2145の2	破砕機 選別機 減容成形機	216 t / 24時間
三菱マテリアル株式会社の施設	許可業者	焼却灰	八幡西区洞南町1番1号	水洗設備 ロータリーキルン式焼成炉	120 t / 24時間
日本磁力選鉱株式会社の施設	許可業者	小型家電	若松区響町一丁目79番地の4、5、6、7、8及び9	回転式破砕 磁力選別 ふるい選別	42.5 t / 5時間
山光金属株式会社の施設	許可業者	小型家電紙	若松区響町一丁目13番4	二軸破砕機 シュレッダー 分級選別	69.9 t / 5時間

エ リサイクルの推進、地域全体のゼロ・エミッションの実現及び循環型社会構築に資するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条に基づき、本市が承諾した場合に広域的な受入れ処理を行うことができる再資源化施設の概要

施設名	処理する者	再資源化対象物	所在地	処理方式	処理能力
日明かんびん資源化センター	市	ペットボトル	小倉北区西港町9番地の2	ペットボトルの手選別 直線ベルトコンベア式	52.5 t ／5時間
本城かんびん資源化センター	市	ペットボトル	八幡西区洞北町7番10号	ペットボトルの手選別 直線ベルトコンベア式	63 t ／5時間
北九州市プラスチック資源化センター	市	プラスチック製容器包装	小倉北区西港町8番13号	揺動式ふるい 直線ベルトコンベア式	60 t ／12時間
木材開発株式会社の施設	許可業者	廃木材	若松区南二島五丁目3番2号	ハンマー式	120 t ／8時間
ホクザイ運輸株式会社の施設	許可業者	廃木材 せん定枝	小倉北区西港町7番地の32、33、34、35及び42	ハンマー式	700 t ／8時間
株式会社ジェイ・リライツ	許可業者	蛍光管 一次電池 水銀体温計	若松区響町一丁目62番地の17	湿式二軸せん断破砕機 乾式スクリー型破砕機	23.9 t ／12時間

の施設		水銀血圧計		ハンマー式	
株式会社リサイクルテックの施設	許可業者	家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	若松区響町一丁目62番地の13及び14	縦型一軸せん断式油圧プレス式	36 t / 24時間
有限会社KARSの施設	許可業者	かん、びん、ペットボトル及び紙コップ	若松区響町一丁目62番地19	アルミ缶の選別 高磁力回転ドラム方式 スチール缶の選別 吊り下げ磁石方式 びん、ペットボトル及び紙コップの手選別 直線ベルトコンベア式	96 t / 24時間
九州製紙株式会社の施設	許可業者	紙	八幡東区大字前田2142番地の1	パルパー	135 t / 24時間
三菱マテリアル株式会社の施設	許可業者	焼却灰	八幡西区洞南町1番1号	水洗設備 ロータリーキルン式焼成炉	120 t / 24時間

(2) 持ち出し、収集運搬の方法等及び量

ア ごみ

区分	収集する者	収集区域の範囲	収集回数	持ち出し及び収集運搬の方法	収集運搬する量	処分の方法
----	-------	---------	------	---------------	---------	-------

家庭 ごみ	市	市全域	週 2 回	<p>ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前 8 時 30 分までに市長が指定する袋に入れて所定の家庭ごみステーションに持ち出す。</p> <p>※ふれあい収集にあっては、週 1 回戸別収集する。排出者は、収集日当日の午前 8 時 30 分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。</p>	1 8 8 , 8 0 0 t	焼却
資源 化物 (か ん及 びび んに 限る 。)	市	市全域	週 1 回	<p>ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前 8 時 30 分までに市長が指定する袋に入れて所定の資源化物ステーションに持ち出す。</p> <p>※ふれあい収集にあっては、週</p>	8 , 4 0 0 t	選別処 理の後 再資源 化

				1 回戸別収集する。排出者は、収集日当日の午前 8 時 3 0 分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。		
資源 化物 (ペ ット ボト ルに 限る 。)	市	市全域	週 1 回	ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前 8 時 3 0 分までに市長が指定する袋に入れて所定の資源化物ステーションに持ち出す。 ※ふれあい収集にあっては、週 1 回戸別収集する。排出者は、収集日当日の午前 8 時 3 0 分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。	2, 200 t	選別処理の後再資源化
資源 化物 (プ ラス チッ	市	市全域	週 1 回	ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前 8 時 3	7, 200 t	選別処理の後再資源化

ク製 容器 包装 に限 る。 )				0分までに市長 が指定する袋に 入れて所定の資 源化物ステーシ ョンに持ち出す 。 ※ふれあい収集 にあつては、週 1回戸別収集す る。排出者は、 収集日当日の午 前8時30分ま でに市長が指定 する袋に入れて 所定の場所に持 ち出す。		
資源 化物 (紙 パッ ク及 びト レイ に限 る。 )	市	市全域	随時	拠点回収方式に より収集する。 排出者は、回収 拠点の回収ボッ クスに投入する 。	250t	選別処 理の後 再資源 化
資源 化物 (小 物金 属に 限る 。)	市	市全域	随時	拠点回収方式に より収集する。 排出者は、回収 拠点の回収ボッ クスに投入する 。	130t	再資源 化

資源 化物 (水 銀使 用廃 製品 に限 る。 )	市	市全域	随時	拠点回収方式により収集する。 排出者は、蛍光管又は水銀使用廃製品(蛍光管を除く。)ごとに設置する回収拠点の回収ボックスに投入等する。	80 t	再資源化
資源 化物 (小 型家 電に 限る。 )	市	市全域	随時	拠点回収方式により収集する。 排出者は、回収拠点の回収ボックスに投入する。	6 t	再資源化
粗大 ごみ (特 定家 庭用 機器 廃棄 物を 除く。 )	市	市全域	月1 回(た だし、 引越 ごみ につ いて は必 要に 応じ てそ の都 度、 馬島 及び 藍島	戸別収集方式(馬島及び藍島については、ステーション方式)により収集する。 (1) 一般収集にあつては、排出者は、一般収集の処理手数料に見合った額の「北九州市粗大ごみ処理手数料納付券」に氏名又は受付番号を記入の上	3, 500 t	(1) 焼却 (2) 破砕し、鉄類を回収した後焼却 (3) 小型家電の一部を選別し、再

			につ いて は年 6回 )	、粗大ごみに 明確に分かる ように貼付し て、粗大ごみ 受付センター で受け付けた 場所に持ち出 す。 (2) 特別収集 にあつては、 排出者は、特 別収集に見合 った額の「北 九州市粗大ご み処理手数料 納付券」に氏 名又は受付番 号を記入の上 、粗大ごみに 明確に分かる ように貼付し て、粗大ごみ 受付センター の指示に従っ て、市に引き 渡す。		資源 化
動物 の死 体	市、 排出 者及 び許 可業 者	市全域	必要 に 応 じ て そ の 都 度	飛散流出しない 方法	6, 500個	焼却
その 他	市	市全域	必要 に 応	飛散流出しない 方法	6, 000 t	(1) 焼 却

			じて その 都度			(2) かん、 びん 及び ペット ボトル を選 別処 理の 後再 資源 化 (3) 破 砕し 鉄類 を回 収し た後 焼却 (4) 埋 立て
自己 搬入 ごみ (資 源化 可能 な紙 くず 、木 くず 及び 特定	排出 者及 び許 可業 者	市全域	必要 に応 じて その 都度	飛散流出しない 方法	162,000 t	(1) 焼 却 (2) 破 砕し 、鉄 類を 回収 した 後焼 却 (3) 埋 立て

家庭 用機 器廃 棄物 を除 く。 )						
許可 業者 処理 ごみ (別 に定 める 処理 区域 で排 出さ れる 可燃 性の ごみ に限 る。 )	排出 者及 び許 可業 者	別に定 める区 域	必要 に応 じて その 都度	飛散流出しない 方法	440 t	(1) 廃 木材 及び せん 定枝 につ いて は、 チップ化 により再 資源化 (2) そ 他の もの につ いて は、 焼却
許可 業者 処理 ごみ (廃	排出 者及 び許 可業 者	市全域	必要 に応 じて その 都度	飛散流出しない 方法	13,400 t	再資源 化

木材及びせん定枝に限る。)						
許可業者処理ごみ（紙に限る。)	市、排出者及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	3,600t	再資源化
許可業者処理ごみ（食品廃棄物に限る。)	許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	600t	再資源化

注1 家庭ごみの持ち出しに使用する市長が指定する袋

区分	材質	容量	色、文字等	製造者
大袋	高密度ポリエチレン	45L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋（大） その他市長が指定する文字等	市
中袋	高密度ポリエチレン	30L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋（中） その他市長が指定する文字等	市
小袋	高密度	20L	無色半透明	市

	ポリエチレン		北九州市家庭ごみ用指定袋（小）その他市長が指定する文字等	
特小袋	高密度ポリエチレン	10L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋（特小）その他市長が指定する文字等	市

注2 資源化物（市長が別に定めたものを除く。）の持ち出しに使用する市長が指定する袋

区分	材質	容量	色、文字等	製造者
かん・びん用	高密度ポリエチレン	25L	無色半透明 北九州市かん・びん用指定袋その他市長が指定する文字等	市
ペットボトル用（大袋）	高密度ポリエチレン	45L	無色半透明 北九州市ペットボトル用指定袋（大）その他市長が指定する文字等	市
ペットボトル用（小袋）	高密度ポリエチレン	25L	無色半透明 北九州市ペットボトル用指定袋（小）その他市長が指定する文字等	市
プラスチック製容器包装用（大袋）	高密度ポリエチレン	45L	無色半透明 北九州市プラスチック製容器包装用指定袋（大）その他市長が指定する文字等	市
プラスチック製容器包装用（小袋）	高密度ポリエチレン	25L	無色半透明 北九州市プラスチック製容器包装用指定袋（小）その他市長が指定する文字等	市

注3 家庭ごみ及び資源化物（かん、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装に限る。）の町ごとの収集曜日は、別表のとおりとす

る。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）の収集日については、排出者に別途周知する。

注4 ふれあい収集の対象者

家庭から出るごみ及び資源化物を自ら又は親族、地域住民、ボランティア等の協力により、ステーションに持ち出すことが困難な者で、次の各号のいずれかで構成される世帯

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定において、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第48号）第1条第1項に規定する要介護2以上に該当すると認められた者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスの受給認定を受けている者

注5 粗大ごみの一般収集及び特別収集の区分

区分	説明
一般収集	粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出された粗大ごみを収集すること。
特別収集	次項の表に掲げる者で構成される世帯に属する者の求めに応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを収集すること。

注6 粗大ごみの特別収集の対象者

区分	対象者
高齢者	満65歳以上の者
身体障害者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
知的障害者	児童相談所又は障害福祉センターにおいて知的障害者との判定を受けている者
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者
傷病者	傷病又は疾病のため、一時的に体力の低下している者
妊産婦	妊婦又は産後8週間の期間にある者
年少者	満16歳未満の者
その他	その他体力の面から粗大ごみの持ち出しが困難と市長が認める者

注 7 粗大ごみの特別収集の対象とならない物

(1) 人手(3人)により持ち出すことができない物

(2) 取外し作業、解体作業その他特別な作業を行わなければ、持ち出すことができない物

注 8 収集運搬業については、現状の体制で市内で発生する一般廃棄物を収集運搬する能力が充足しているため、基本的に新規の許可は行わない。ただし、能力が不足する場合は、この限りではない。

注 9 許可業者処理ごみ(紙に限る。)において、市が収集する物

(1) 市立小学校及び市立中学校から排出される紙パック

(2) 市立幼稚園、市立小学校、市立中学校及び特別支援学校から排出される機密古紙

イ し尿・浄化槽汚泥

(ア) 収集運搬及び処分の方法及び量

区分	収集する者	収集区域の範囲	収集回数	収集運搬の方法	収集運搬する量	処分の方法
市収集し尿	市	市全域	おおむね20日に1回	バキューム車による。	8,000k l	中継施設へ投入後、浄化センターへ圧送し、消化処理
自己搬入し尿	排出者	市全域	必要に応じてその都度	バキューム車による。	9,000k l	中継施設へ投入後、浄化センターへ圧送し、消化処理
浄化槽汚泥	許可業者	市全域	必要に応じてその都度	バキューム車による。	18,000k l	中継施設へ投入後、浄化センターへ圧送し、消化処理

注 浄化槽汚泥のうち馬島及び藍島から排出されるものについては、市及び許可業者が収集する。

(イ) 中継施設の概要

施設名	所在地	浄化センターへの圧送能力
西港し尿圧送所	小倉北区西港町24番地	250kl/日
皇后崎し尿投入所	八幡西区夕原町2番4号	500kl/日

(3) 中間処理

ア 処理施設の概要

施設名	処理する者	処理区分	所在地	処理方式	処理能力
日明工場（粗大ごみ資源化センター）	市	破碎	小倉北区西港町96番地の2	横型回転式及びせん断式	横型回転式 150t /5時間 せん断式 50t /5時間
新門司工場	市	焼却	門司区新門司三丁目79番地	シャフト炉式ガス化溶融炉	720t /24時間
日明工場	市	焼却	小倉北区西港町96番地の2	連続燃焼式	600t /24時間
皇后崎工場	市	焼却	八幡西区夕原町2番1号	連続燃焼式	810t /24時間

株式会社 新菱 の施設	許可業 者	焼却	八幡西 区黒崎 城石1 番1号	ロータリーキルン方 式	60 t ／ 24時間
新門司 工場	市	選別	門司区 新門司 三丁目 79番 地	ストックヤード	
日明か んびん 資源化 センタ ー	市	選別	小倉北 区西港 町96 番地の 2	アルミ缶 の選別 永久磁石回 転プーリー式 スチール缶の選別 クロスベルト角型 電磁式 びん及びペットボト ルの手選別 直線ベルトコンベ ア式	52.5 t ／ 5時間
				紙パック及びトレイの選別 ストックヤード	
本城か んびん 資源化 センタ ー	市	選別	八幡西 区洞北 町7番 10号	アルミ缶の選別 永久磁石回転プー リー式 スチール缶の選別 電磁永磁併用吊り 下げ方式 びん及びペットボト ルの手選別 直線ベルトコンベ ア式	63 t ／ 5時間

				紙パック及びトレイの選別 ストックヤード	
北九州 市プラ スチック 資源 化セン ター	市	選別	小倉北 区西港 町86 番13 号	揺動式ふるい 直線ベルトコンベ ア式	60 t / 12時間

イ 処理する量

(ア) ごみ

a 破砕

区分	処理する量
市収集ごみ	2,700 t
自己搬入ごみ	12,400 t
計	15,100 t

注 市収集ごみは、粗大ごみ及びその他

備考 上記以外に直方市の粗大ごみを搬入する。

b 焼却

区分	処理する量
市収集ごみ	204,000 t
自己搬入ごみ	159,000 t
計	363,000 t
許可業者処理ごみ	440 t
動物の死体	6,500 個

注 破砕後の残さを含む。市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ及びその他

備考 上記以外に直方市、行橋市、みやこ町、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町の可燃ごみを搬入する。

c 選別

区分	処理する量
市収集資源化物	18,050 t

備考 上記以外に直方市の資源化物（ペットボトル及びプラスチック製容器包装）を搬入する。

(イ) し尿

区分	処理する量
市収集し尿	8,000kl
自己搬入し尿	9,000kl
計	17,000kl

注 全量を浄化センターで消化処理する。

(4) 最終処分

ア 埋立処分

(ア) 処分場の概要

処分場名	響灘西地区廃棄物処分場
処理する者	市
所在地	若松区響町三丁目地先
埋立面積	573,829m <sup>2</sup>
全体容量	7,150,000m <sup>3</sup>
埋立区域	2区画及び3区画
埋立方法	浮棧橋等による埋立て整地

(イ) 処分する量

区分	処理する量
市収集ごみ	3,100t
自己搬入ごみ	2,300t
焼却灰	44,000t
計	49,400t

別表 町ごとの収集曜日

区	町名	家庭ごみ	プラスチック 製容器包装
門司区	老松町、花月園、上本町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志四丁目、吉志五丁目、吉志六丁目、吉志七丁目、吉志新町一丁目、吉志新町二丁目、吉志新町三丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清見一丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、清見佐夜町（一部）、大字黒川（一部）、栄町、庄司町、谷町一丁目、谷町二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、鳴竹一丁目（一部）、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、錦町、大字畑（一部）、畑田町、浜町、東本町一丁目、東本町二丁目、東港町、東門司一丁目、東門司二丁目、法師庵、本町、丸山一丁目、丸山二丁目（一部）、丸山三丁目、丸山四丁目、港町及び大字門司	月曜日及び木曜日	火曜日
	青葉台、泉ヶ丘、稲積一丁目、稲積二丁目、梅ノ木町、上藤松一丁目、上藤松二丁目、上藤松三丁目、上馬寄一丁目、上馬寄二丁目、上馬寄三丁目、黄金町、小松町、下二十町、下馬寄、社ノ木一丁目、社ノ木二丁目、新原町、大字大里（一部）、大里新町、大里戸ノ上一丁目、大里原町、大里東一丁目、大里東口、大里本町一丁目、大里本町二丁目、大里本町三丁目、大里桃山町、高田一丁目、高田二丁目、中町、西新町一丁目、西新町二丁目、原町別院、東新町一丁目、東新町二丁目、東馬寄、光町一丁目、光町二丁目、藤松一丁目、藤松二丁目、藤松三丁目、不老町一丁目、不老町二丁目、別院、松原一丁目、松原二丁目、松原三丁目、緑ヶ丘、桃山台、柳原町、柳町一丁目、柳町二丁目、柳町三丁目及び柳町四丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	大字伊川、大字今津、大久保一丁目、大久保二丁目、大久保三丁目、大字大積、奥田一丁目、奥田二丁目、奥田三丁目、奥田四丁目、奥田五丁目、風師一丁目、風師二丁目、風師三丁目、風師四丁目、春日町、片上海岸、片上町、上二十町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志二丁目、吉志三丁目、北川町、大字喜多久、清滝一丁目、清見佐夜町（一部）、葛葉一丁目、葛葉二丁目、葛葉三丁目、大字黒川（一部）、黒川西一丁目、黒川西二丁目、黒川西三丁目、黒川東一丁目、黒川東二丁目、小森江一丁目、小森江二丁目、小森江三丁目、大字猿喰、寺内一丁目、寺内二丁目、寺内三丁目、寺内四丁目、寺内五丁目、大字白野江、白野江一丁目、白野江二丁目、白野江三丁目、白野江四丁目、城山町、新開、新門司一丁目、新門司二丁目、		木曜日

	<p>新門司三丁目、新門司北一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、瀬戸町、大字大里（一部）、大里桜ヶ丘、大里戸ノ上二丁目、大里戸ノ上三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里東二丁目、大里東三丁目、大里東四丁目、大里東五丁目、大里元町、高砂町、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦一丁目、田野浦二丁目、田野浦三丁目、田野浦海岸、大字恒見、恒見町、永黒一丁目、永黒二丁目、中二十町、鳴竹一丁目（一部）、鳴竹二丁目、大字畑（一部）、羽山一丁目、羽山二丁目、大字柄杓田、柄杓田町、広石一丁目、広石二丁目、二夕松町、松崎町、丸山二丁目（一部）、丸山吉野町、南本町、元清滝及び矢筈町</p>		
小倉北区	<p>青葉一丁目、青葉二丁目、足原一丁目、足原二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、泉台一丁目、泉台二丁目、泉台三丁目、泉台四丁目、板櫃町、鋳物師町、金田三丁目、上到津二丁目（一部）、木町二丁目、木町三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、清水四丁目、清水五丁目、霧ヶ丘一丁目、霧ヶ丘二丁目、霧ヶ丘三丁目、金鷄町、熊本一丁目、熊本二丁目、熊本三丁目、熊本四丁目、黒原一丁目、黒原二丁目、黒原三丁目、黄金二丁目、菜園場一丁目、菜園場二丁目、皿山町、篠崎一丁目（一部）、下到津一丁目、下到津四丁目、下到津五丁目、白銀二丁目、新高田一丁目、新高田二丁目、高尾一丁目、豎林町、中井口（一部）、西港町（一部）、日明一丁目、日明二丁目、日明三丁目、日明四丁目、日明五丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎三丁目、東港一丁目、東港二丁目、平松町、弁天町、真鶴一丁目、真鶴二丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、及び緑ヶ丘三丁目</p>	月曜日及び木曜日	火曜日
	<p>赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁目、大字足原、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、大田町、大手町、大島一丁目、大島二丁目、大島三丁目、金田一丁目、金田二丁目、上富野一丁目、上富野二丁目、上富野三丁目、上富野四丁目、上富野五丁目、香春口一丁目、神岳一丁目、神岳二丁目、貴船町、木町一丁目、木町四丁目、黄金一丁目、小文字一丁目、小文字二丁目、山門町、下富野一丁目、下富野二丁目、下富野三丁目、下富野四丁目、下富野五丁目、寿山町、城内、昭和町、白銀一丁目、神幸町、末広一丁目、末広二丁目、須賀町、砂津一丁目、砂津二丁目、砂津三丁目、大門一丁目、大門二丁目、高浜一丁目、高浜二丁目、豎町一丁目、豎町二丁目、田町、常盤町、大字富野、富野台、中島一丁目、中島二丁目、長浜町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、原町一丁目、原町二丁目、妙見町、室町一丁目、室町二丁目、室町三丁目及び吉野町</p>		金曜日

	<p>浅野一丁目、浅野二丁目、浅野三丁目、朝日ヶ丘、井堀一丁目、井堀二丁目、井堀三丁目、井堀四丁目、井堀五丁目、魚町一丁目、魚町二丁目、魚町三丁目、魚町四丁目、宇佐町一丁目、宇佐町二丁目、江南町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、片野一丁目、片野二丁目、片野三丁目、片野四丁目、片野五丁目、上到津一丁目、上到津二丁目（一部）、上到津三丁目、上到津四丁目、香春口二丁目、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、京町四丁目、米町一丁目、米町二丁目、紺屋町、堺町一丁目、堺町二丁目、三郎丸三丁目、下到津二丁目、下到津三丁目、白萩町、親和町、船頭町、船場町、高見台、高峰町、中井一丁目、中井二丁目、中井三丁目、中井四丁目、中井五丁目、中井口（一部）、中井浜、中津口一丁目、中津口二丁目、西港町（一部）、萩崎町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、馬借三丁目、古船場町、三萩野一丁目、三萩野二丁目、三萩野三丁目、都一丁目、都二丁目及び明和町</p>	<p>火曜日及び金曜日</p>	<p>月曜日</p>
	<p>今町一丁目、今町二丁目、今町三丁目、片野新町一丁目、片野新町二丁目、片野新町三丁目、熊谷一丁目、熊谷二丁目、熊谷三丁目、熊谷四丁目、熊谷五丁目、黒住町、三郎丸一丁目、三郎丸二丁目、重住三丁目、篠崎一丁目（一部）、篠崎二丁目、篠崎三丁目、篠崎四丁目、篠崎五丁目、城野団地、高尾二丁目、高坊一丁目、高坊二丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎二丁目、東城野町、南丘一丁目、南丘二丁目、南丘三丁目及び若富士町</p>		<p>木曜日</p>
<p>小倉南区</p>	<p>安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原高松一丁目、葛原高松二丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住一丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、下城野三丁目（一部）、城野一丁目、城野二丁目、城野三丁目、城野四丁目、中吉田一丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田四丁目、中吉田五丁目（一部）、中吉田六丁目、西水町、蜷田若園一丁目、蜷田若園二丁目、蜷田若園三丁目、沼新町一丁目、沼新町二丁目、沼新町三丁目、沼本町一丁目、沼本町二丁目、沼本町三丁目、沼本町四丁目、沼緑町一丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町四丁目、沼緑町五丁目、八幡町、春ヶ丘（一部）、東水町、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、湯川一丁目、湯川二丁目、湯川三丁目、湯川四丁目、湯川五丁目、湯川新町一丁目、湯川新町二丁目、湯川新町三丁目、湯川新町四丁目、大字吉田、吉田にれの木坂一丁目、吉田にれの木坂二丁目、若園一丁目、若園二丁目</p>	<p>月曜日及び木曜日</p>	<p>火曜日</p>

目、若園三丁目、若園四丁目、及び若園五丁目

石田町、石田南一丁目、石田南二丁目、石田南三丁目、大字石原町、大字市丸、大字井手浦、大字合馬、大字長行（一部）、大字頂吉、隠蓑、大字隠蓑、上石田一丁目、上石田二丁目、上石田三丁目、上石田四丁目、上曾根一丁目、上曾根二丁目、上曾根三丁目、上曾根四丁目、上曾根五丁目、上曾根新町、上貫一丁目、上貫二丁目、上貫三丁目、企救丘一丁目、企救丘二丁目、企救丘三丁目、企救丘四丁目（一部）、大字木下、大字朽網、朽網西一丁目、朽網西二丁目、朽網西三丁目、朽網西四丁目、朽網西五丁目、朽網西六丁目、朽網東一丁目、朽網東二丁目、朽網東三丁目、朽網東四丁目、朽網東五丁目、朽網東六丁目、葛原東一丁目、葛原東二丁目、葛原東三丁目、葛原東四丁目、葛原東五丁目、葛原東六丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町六丁目、葛原元町一丁目、葛原元町二丁目、葛原元町三丁目、大字小森、大字志井（一部）、下石田一丁目、下石田二丁目、下石田三丁目、下曾根一丁目、下曾根二丁目、下曾根三丁目、下曾根四丁目、下曾根新町、下貫一丁目、下貫二丁目、下貫三丁目、下貫四丁目、新曾根、大字新道寺、大字曾根、曾根北町、大字曾根新田、曾根新田北一丁目、曾根新田北二丁目、曾根新田北三丁目、曾根新田北四丁目、曾根新田北五丁目、曾根新田北六丁目、曾根新田北七丁目、曾根新田南一丁目、曾根新田南二丁目、曾根新田南三丁目、曾根新田南四丁目、大字高津尾、大字田代、田原一丁目、田原二丁目、田原三丁目、田原四丁目、田原五丁目、田原新町一丁目、田原新町二丁目、田原新町三丁目、大字辻三、津田一丁目、津田二丁目、津田三丁目、津田四丁目、津田五丁目、津田新町一丁目、津田新町二丁目、津田新町三丁目、津田新町四丁目、津田南町、大字道原、大字徳吉、徳吉南一丁目、徳吉南二丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳吉南四丁目、中曾根一丁目、中曾根二丁目、中曾根三丁目、中曾根四丁目、中曾根五丁目、中曾根六丁目、中曾根新町、中曾根東一丁目、中曾根東二丁目、中曾根東三丁目、中曾根東四丁目、中曾根東五丁目、中曾根東六丁目、中貫一丁目、中貫二丁目、中貫本町、大字長野、長野一丁目、長野二丁目、長野三丁目、長野東町、長野本町一丁目、長野本町二丁目、長野本町三丁目、長野本町四丁目、西貫一丁目、西貫二丁目、大字貫、貫弥生が丘一丁目、貫弥生が丘二丁目、貫弥生が丘三丁目、貫弥生が丘四丁目、沼南町一丁目、沼南町二丁目、沼南町三丁目、葉山町一丁目（一部）、大字春吉、東貫一丁目、東貫二丁目、東貫三丁目、平尾台一丁目、平尾台二丁目、平尾台三丁目、舞ヶ丘一丁目、舞ヶ丘二丁目、舞ヶ丘三丁目、舞ヶ丘四丁目、舞ヶ丘五丁目、舞ヶ丘六丁目、南若園町、大字母原、八重洲町、

金曜日

	山手三丁目、大字山本、大字横代、横代北町一丁目、横代北町二丁目、横代北町三丁目、横代北町四丁目、横代北町五丁目、横代葉山、横代東町一丁目、横代東町二丁目、横代東町三丁目、横代東町四丁目、横代東町五丁目、横代南町一丁目、横代南町二丁目、横代南町三丁目、横代南町四丁目、横代南町五丁目及び大字呼野		
	大字石田、大字長行（一部）、長行西一丁目、長行西二丁目、長行西三丁目、長行西四丁目、長行西五丁目、長行東一丁目、長行東二丁目、長行東三丁目、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目、蒲生五丁目、大字志井（一部）、志井一丁目、志井二丁目、志井三丁目、志井四丁目、志井五丁目、志井六丁目、志井公園、志井鷹羽台、下南方一丁目、下南方二丁目、高野一丁目、高野二丁目、高野三丁目、高野四丁目、高野五丁目、高野六丁目、徳吉西一丁目、徳吉西二丁目、徳吉西三丁目、徳吉東一丁目、徳吉東二丁目、徳吉東三丁目、徳吉東四丁目、徳吉東五丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳力一丁目、徳力二丁目、徳力三丁目、徳力四丁目、徳力五丁目、徳力六丁目、徳力七丁目、徳力新町一丁目、徳力新町二丁目、徳力団地、長尾一丁目、長尾二丁目、長尾三丁目、長尾四丁目、長尾五丁目、長尾六丁目、大字堀越、大字南方、南方一丁目、南方二丁目、南方三丁目、南方四丁目及び南方五丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	企救丘四丁目（一部）、企救丘五丁目、企救丘六丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、北方四丁目、北方五丁目、志徳一丁目、志徳二丁目、下城野三丁目（一部）、下吉田一丁目、下吉田二丁目、下吉田三丁目、下吉田四丁目、星和台一丁目、星和台二丁目、中吉田五丁目（一部）、葉山町一丁目（一部）、葉山町二丁目、葉山町三丁目、春ヶ丘（一部）、日の出町一丁目、日の出町二丁目、守恒一丁目、守恒二丁目、守恒三丁目、守恒四丁目、守恒五丁目、守恒本町一丁目、守恒本町二丁目、守恒本町三丁目、山手一丁目及び山手二丁目		木曜日
若松区	老松一丁目、老松二丁目、大井戸町（一部）、北浜一丁目、北浜二丁目、北湊町（一部）、桜町、高須東一丁目、高須東二丁目、高須東三丁目、高須東四丁目、高須南一丁目、高須南二丁目、高須南三丁目、高須南四丁目、高須南五丁目、中川町、西園町（一部）、白山一丁目（一部）、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、本町一丁目、本町二丁目及び本町三丁目	月曜日及び木曜日	火曜日
	赤崎町（一部）、栄盛川町（一部）、上原町（一部）、北湊町（一部）、響南町、小石本村町（一部）、下原町（一部）、高須西二丁目（一部）、波打町、西小石町、原町、東小石町、深町一丁目（一部）、深町二丁目（一部）		金曜日

	<p>青葉台西一丁目、青葉台西二丁目、青葉台西三丁目、青葉台西四丁目、青葉台西五丁目、青葉台西六丁目、青葉台東一丁目、青葉台東二丁目、青葉台南一丁目、青葉台南二丁目、青葉台南三丁目、赤崎町（一部）、大字蚕住、大字有毛、大字安瀬、大字安屋、大字大鳥居、大字小竹、大字乙丸、上原町（一部）、鴨生田一丁目、鴨生田二丁目、鴨生田三丁目、鴨生田四丁目、大字小石、小石本村町（一部）、小糸町、大字小敷、小敷ひびきの二丁目、小敷ひびきの三丁目、迫田町、大字塩屋、塩屋二丁目、塩屋三丁目、下原町（一部）、大字高須、高須北一丁目、高須北二丁目、高須北三丁目、高須西一丁目、高須西二丁目（一部）、大字竹並、棚田町、大字頓田、中畑町、大字畠田、畠田三丁目、花野路一丁目、花野路二丁目、花野路三丁目、大字払川、ひびきの、ひびきの南一丁目、ひびきの南二丁目、響町一丁目及び宮前町</p>	火曜日及び金曜日	月曜日
	<p>赤岩町、赤島町、今光一丁目、今光二丁目、今光三丁目、栄盛川町（一部）、大池町、大井戸町（一部）、大谷町、片山一丁目、片山二丁目、片山三丁目、上原町（一部）、くきのうみ中央、久岐の浜、新大谷町、大字修多羅、修多羅一丁目、修多羅二丁目、修多羅三丁目、童子丸一丁目、童子丸二丁目、西園町（一部）、西天神町、西畑町、白山一丁目（一部）、白山二丁目、白山三丁目、畠田一丁目、畠田二丁目、畑谷町、東畑町、東二島一丁目、東二島二丁目、東二島三丁目、東二島四丁目、東二島五丁目、深町一丁目（一部）、深町二丁目（一部）、藤ノ木一丁目、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、大字二島、二島一丁目、二島二丁目、二島三丁目、二島四丁目、二島五丁目、二島六丁目、古前一丁目、古前二丁目、南二島一丁目、南二島二丁目、南二島四丁目、宮丸一丁目、宮丸二丁目、山手町、山ノ堂町、百合野町、用勺町及び和田町</p>		木曜日
八幡東区	<p>河内一丁目、河内二丁目、河内三丁目及び田代町</p>	月曜日及び木曜日	金曜日
	<p>大字尾倉、尾倉一丁目、尾倉二丁目、尾倉三丁目、神山町、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園原町、清田一丁目（一部）、清田二丁目、清田三丁目、清田四丁目、大字小熊野、山路一丁目（一部）、山路松尾町、昭和三丁目、槻田一丁目、槻田二丁目、天神町、西台良町、西本町一丁目、西本町二丁目、西本町三丁目、西本町四丁目、花尾町、春の町一丁目、春の町二丁目、春の町三丁目、春の町四丁目、春の町五丁目、東台良町、平野三丁目、帆柱一丁目、帆柱二丁目、帆柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、前田一丁目、前田二丁目、前田三丁目、松尾町、桃園一丁目、桃園二丁目、桃園三丁目及び桃園四丁目</p>	火曜日及び金曜日	月曜日

	<p>荒手一丁目、荒手二丁目、荒生田一丁目、荒生田二丁目、荒生田三丁目、石坪町、猪倉町、祝町一丁目、祝町二丁目、枝光一丁目、枝光二丁目、枝光三丁目、枝光四丁目、枝光五丁目、枝光本町、大字大蔵、大蔵一丁目、大蔵二丁目、大蔵三丁目、大谷一丁目、大谷二丁目、大平町、大宮町、勝山一丁目、勝山二丁目、上本町一丁目、上本町二丁目、川淵町、清田一丁目（一部）、景勝町、山路一丁目（一部）、山路二丁目、山王一丁目、山王二丁目、山王三丁目、山王四丁目、昭和一丁目、昭和二丁目、白川町、末広町、諏訪一丁目、諏訪二丁目、高見一丁目、高見二丁目、高見三丁目、高見四丁目、高見五丁目、竹下町、茶屋町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、中畑一丁目、中畑二丁目、西丸山町、羽衣町、八王寺町、東田二丁目、東田三丁目、東鉄町、東丸山町、東山一丁目、東山二丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、藤見町、宮田町、宮の町一丁目、宮の町二丁目及び豊町</p>		木曜日
八幡西区	<p>相生町、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、穴生一丁目、穴生二丁目、穴生三丁目、穴生四丁目、大字市瀬、市瀬一丁目、市瀬二丁目、市瀬三丁目、大畑町、岡田町、御開一丁目、御開二丁目、御開三丁目、御開四丁目、御開五丁目、大字上上津役、上上津役一丁目、上上津役二丁目、上上津役三丁目、上上津役四丁目、上上津役五丁目、上上津役六丁目、岸の浦一丁目、岸の浦二丁目、貴船台、京良城町、熊西一丁目、熊西二丁目、皇后崎町、河桃町、紅梅三丁目、紅梅四丁目、小鷺田町、大字小嶺、小嶺二丁目（一部）、小嶺三丁目、幸神一丁目、幸神二丁目、幸神三丁目、幸神四丁目、桜ヶ丘町、陣原一丁目、陣原二丁目、陣原三丁目、陣原四丁目、陣原五丁目、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、陣山三丁目、瀬板一丁目、瀬板二丁目、清納一丁目、清納二丁目、星和町、鷹の巣一丁目、鷹の巣二丁目、鷹の巣三丁目、竹末一丁目、竹末二丁目、茶売町、千代ヶ崎一丁目、千代ヶ崎二丁目、千代ヶ崎三丁目、筒井町、鉄王一丁目、鉄王二丁目、鉄竜一丁目、鉄竜二丁目、洞北町、中須一丁目、鳴水町、西王子町、西川頭町、西神原町、西鳴水一丁目、西鳴水二丁目、西曲里町、萩原一丁目、萩原二丁目、萩原三丁目、東王子町、東川頭町、東神原町、東鳴水一丁目、東鳴水二丁目、東鳴水三丁目、東鳴水四丁目、東鳴水五丁目、東曲里町、引野一丁目、引野二丁目、引野三丁目、樋口町、平尾町、別所町、別当町、本城一丁目、本城三丁目、本城四丁目、本城五丁目、本城東一丁目、本城東二丁目、本城東三丁目、本城東四丁目、本城東五丁目、本城東六丁目、町上津役東一丁目、</p>	月曜日及び木曜日	火曜日

町上津役東二丁目、町上津役東三丁目、南王子町、南八千代町、元城町、山寺町、夕原町、力丸町（一部）、割子川一丁目及び割子川二丁目

大字浅川、浅川一丁目、浅川二丁目、浅川学園台一丁目、浅川学園台二丁目、浅川学園台三丁目、浅川学園台四丁目、浅川台一丁目、浅川台二丁目、浅川台三丁目、浅川日の峯一丁目、浅川日の峯二丁目、浅川日の峯三丁目、浅川日の峯四丁目、浅川町、大字穴生、泉ヶ浦一丁目、泉ヶ浦二丁目、泉ヶ浦三丁目、医生ヶ丘、上の原一丁目、上の原二丁目、上の原三丁目、上の原四丁目、大字永犬丸、永犬丸一丁目、永犬丸二丁目、永犬丸三丁目、永犬丸四丁目、永犬丸五丁目、永犬丸西町一丁目、永犬丸西町二丁目、永犬丸西町三丁目、永犬丸西町四丁目、永犬丸東町一丁目、永犬丸東町二丁目、永犬丸東町三丁目、永犬丸南町一丁目、永犬丸南町二丁目、永犬丸南町三丁目、永犬丸南町四丁目、永犬丸南町五丁目、大浦一丁目、大浦二丁目、大浦三丁目、大平一丁目、大平二丁目（一部）、大平台、沖田一丁目、沖田二丁目、沖田三丁目、沖田四丁目、沖田五丁目、折尾一丁目、折尾二丁目、折尾三丁目、折尾四丁目、折尾五丁目、春日台一丁目、春日台二丁目、春日台三丁目、春日台四丁目、春日台五丁目、春日台六丁目、北鷹見町、楠木一丁目、楠木二丁目、光明一丁目、光明二丁目、さつき台一丁目、さつき台二丁目、里中一丁目、里中二丁目、里中三丁目、三ヶ森一丁目、三ヶ森二丁目、三ヶ森三丁目、三ヶ森四丁目、下上津役一丁目、下上津役二丁目、下上津役三丁目、下上津役四丁目、下上津役元町、自由ヶ丘、松寿山一丁目、松寿山二丁目、松寿山三丁目、大膳一丁目、大膳二丁目、鷹見台一丁目、鷹見台二丁目、鷹見台三丁目、鷹見台四丁目、東筑一丁目、東筑二丁目、塔野一丁目、塔野二丁目、塔野三丁目、友田一丁目、友田二丁目、友田三丁目、長崎町、中須二丁目、中の原一丁目、中の原二丁目、中の原三丁目、西折尾町、大字則松、則松一丁目、則松二丁目、則松三丁目、則松四丁目、則松五丁目、則松六丁目、則松七丁目、則松東一丁目、則松東二丁目、東折尾町、日吉台一丁目、日吉台二丁目、日吉台三丁目、藤原一丁目、藤原二丁目、藤原三丁目、藤原四丁目、船越一丁目（一部）、北筑一丁目、北筑二丁目、北筑三丁目、堀川町、大字本城（一部）、本城二丁目、町上津役西一丁目、町上津役西二丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、的場町、丸尾町、三ツ頭一丁目、三ツ頭二丁目、光貞台一丁目、光貞台二丁目、光貞台三丁目、南鷹見町、美原町、美吉野町、森下町、八枝一丁目、八枝二丁目、八枝三丁目、八枝四丁目、八枝五丁目、養福寺町、力丸町（一部）、若葉一丁目、若葉二丁目、及び若葉三丁目

金曜日

	<p>池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、石坂一丁目、石坂二丁目、石坂三丁目、岩崎一丁目、岩崎二丁目、岩崎三丁目、岩崎四丁目、大平二丁目（一部）、大平三丁目、香月中央一丁目、香月中央二丁目、香月中央三丁目、香月中央四丁目、香月中央五丁目、香月西一丁目、香月西二丁目、香月西三丁目、香月西四丁目、上香月一丁目、上香月二丁目、上香月三丁目、上香月四丁目、吉祥寺町、楠北一丁目、楠北二丁目、楠北三丁目、大字楠橋、楠橋上方一丁目、楠橋上方二丁目、楠橋下方一丁目、楠橋下方二丁目、楠橋下方三丁目、楠橋西一丁目、楠橋西二丁目、楠橋西三丁目、楠橋東一丁目、楠橋東二丁目、楠橋南一丁目、楠橋南二丁目、熊手一丁目、熊手二丁目、熊手三丁目、黒崎一丁目、黒崎二丁目、黒崎三丁目、黒崎四丁目、黒崎五丁目、黒崎城石、紅梅一丁目、紅梅二丁目、小嶺一丁目、小嶺二丁目（一部）、小嶺台一丁目、小嶺台二丁目、小嶺台三丁目、小嶺台四丁目、大字木屋瀬、木屋瀬一丁目、木屋瀬二丁目、木屋瀬三丁目、木屋瀬四丁目、木屋瀬五丁目、下畑町（一部）、白岩町、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、菅原町、高江一丁目、高江二丁目、高江三丁目、高江四丁目、高江五丁目、田町一丁目、田町二丁目、茶屋の原一丁目、茶屋の原二丁目、茶屋の原三丁目、茶屋の原四丁目、千代一丁目、千代二丁目、千代三丁目、千代四丁目、千代五丁目、築地町、馬場山、馬場山西、馬場山原、馬場山緑、東石坂町、東浜町、藤田一丁目、藤田二丁目、藤田三丁目、藤田四丁目、船越一丁目（一部）、船越二丁目、船越三丁目、舟町、大字本城（一部）、本城学研台一丁目、本城学研台二丁目、本城学研台三丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、真名子一丁目、真名子二丁目、棕枝一丁目、棕枝二丁目、屋敷一丁目、屋敷二丁目及び八千代町</p>	火曜日及び金曜日	月曜日
	<p>楠橋南三丁目、大字金剛、金剛一丁目、金剛二丁目、金剛三丁目、金剛四丁目、大字笹田、下畑町（一部）、大字野面、野面一丁目、野面二丁目、大字畑、馬場山東一丁目、馬場山東二丁目、馬場山東三丁目、星ヶ丘一丁目、星ヶ丘二丁目、星ヶ丘三丁目、星ヶ丘四丁目、星ヶ丘五丁目、星ヶ丘六丁目及び星ヶ丘七丁目</p>		木曜日
戸畑区	<p>牧山一丁目、牧山二丁目、牧山三丁目、牧山四丁目、牧山海岸、牧山新町、丸町一丁目、丸町二丁目及び丸町三丁目</p>	月曜日及び木曜日	火曜日
	<p>浅生一丁目、浅生二丁目（一部）、浅生三丁目、沖台一丁目、沖台二丁目、観音寺町、椎ノ木町、正津町、新川町、菅原一丁目、菅原二丁目、菅原三丁目、菅原四丁目、高峰一丁目、高峰二丁目、高峰三丁目、西大谷一丁目、西大谷二丁目、西鞘ヶ谷</p>		金曜日

町、初音町、東大谷一丁目、東大谷二丁目及び東大谷三丁目		
旭町、浅生二丁目（一部）、一枝一丁目、一枝二丁目、一枝三丁目、一枝四丁目、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町、銀座一丁目、銀座二丁目、小芝一丁目、小芝二丁目、小芝三丁目、金比羅町、幸町、境川一丁目、境川二丁目、沢見一丁目、沢見二丁目、三六町、汐井町、新池一丁目、新池二丁目、新池三丁目、仙水町、千防一丁目、千防二丁目、千防三丁目、土取町、天神一丁目、天神二丁目、天籟寺一丁目、天籟寺二丁目、大字中原、中原西一丁目、中原西二丁目、中原西三丁目、中原東一丁目、中原東二丁目、中原東三丁目、中原東四丁目、中本町、東鞘ヶ谷町、福柳木一丁目、福柳木二丁目、南鳥旗町、明治町、元宮町、夜宮一丁目、夜宮二丁目及び夜宮三丁目	火曜日及び金曜日	木曜日

※かん・びん及びペットボトルの町ごとの収集曜日は、水曜日とする。

北九州市告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
サンキュードラッグ平野薬局	北九州市八幡東区平野三丁目1番3号	平成29年1月1日
りんどファーマシー	北九州市小倉北区下到津一丁目4番11号	平成29年1月1日

2 訪問看護ステーション等（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションゆずりは	北九州市八幡東区大蔵二丁目3番13号	平成29年1月1日

北九州市告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月4日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
訪問看護リハビリステーションとうわ	旧	北九州市小倉南区守恒本町一丁目2番11号	平成28年 12月10 日
	新	北九州市小倉南区守恒本町一丁目2番11-203号	

北九州市公告第1号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年1月4日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス若松北湊店  
北九州市若松区北湊町4番21号
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
旭興業株式会社  
北九州市若松区桜町15番1号  
代表取締役 福永幸子
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前  
旭興業株式会社  
北九州市若松区桜町15番1号  
代表取締役 住田精宏
  - (2) 変更後  
旭興業株式会社  
北九州市若松区桜町15番1号  
代表取締役 福永幸子
- 4 変更の年月日  
平成26年9月1日
- 5 変更する理由  
代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日  
平成28年12月20日
- 7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市若松区浜町1番1号  
北九州市若松区役所総務企画課

## 8 縦覧期間

平成29年1月4日から同年5月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

## 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年5月8日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

## 北九州市公告第2号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年1月4日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市皇后崎工場電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市八幡西区夕原町2番1号

北九州市皇后崎工場

(5) 入札方法 総価により行う。なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業者の登録を受けている者であること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成29年2月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

##### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局循環社会推進部施設課

イ 日時 公告の日から平成29年2月23日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。または、電子メールでの送付を希望する場合は、北九州市環境局循環社会推進部施設課に問合せのこと。

(3) 入札説明会 実施しないものとする。

(4) 質問は、平成29年2月17日（金）午後4時までに、電子メール又はファックスの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。また、いずれの方法による場合も、電話で到達の確認を行うこと。

##### (5) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年2月2日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市環境局循環社会推進部施設課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年2月2日午後5時までに必着のこと。

(6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年2月22日午後5時までに必着のこと。

##### (7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 平成29年2月23日午前10時30分

#### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
  - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
    - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
    - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
    - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができるものとする。
- (9) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
  - 北九州市環境局循環社会推進部施設課
  - 郵便番号 803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
  - 電話 093-582-2184
  - ファックス 093-582-2196

## 6 Summary

- (1) The contract item up for tender :  
Power supply to Kogasaki Incineration Facility of Kitakyushu City
- (2) Deadline of Tender (by hand)  
10:30a.m., Feb 23, 2017

( 3 ) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., Feb 22, 2017

( 4 ) For further information, Please contact : Facilities Management  
Division, Resource Circulation Department, Environment Bureau, City  
of Kitakyushu

## 北九州市公告第3号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年1月4日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市新門司工場電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市門司区新門司三丁目79番地

北九州市新門司工場

(5) 入札方法 総価により行う。なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業者の登録を受けている者であること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成29年2月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

##### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局循環社会推進部施設課

イ 日時 公告の日から平成29年2月23日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。または、電子メールでの送付を希望する場合は、北九州市環境局循環社会推進部施設課に問合せのこと。

(3) 入札説明会 実施しないものとする。

(4) 質問は、平成29年2月17日（金）午後4時までに、電子メール又はファックスの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。また、いずれの方法による場合も、電話で到達の確認を行うこと。

##### (5) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年2月2日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市環境局循環社会推進部施設課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年2月2日午後5時までに必着のこと。

(6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年2月22日午後5時までに必着のこと。

##### (7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 平成29年2月23日午前10時

#### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができるものとする。

(9) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市環境局循環社会推進部施設課

郵便番号 803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2184

ファックス 093-582-2196

6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Power supply to Shinmoji Incineration Facility of Kitakyushu City

(2) Deadline of Tender (by hand)

10:00a.m., Feb 23, 2017

( 3 ) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., Feb 22, 2017

( 4 ) For further information, Please contact : Facilities Management

Division, Resource Circulation Department, Environment Bureau, City  
of Kitakyushu

北九州市教育委員会訓令第4号

庁中一般

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
。

平成28年12月27日

北九州市教育委員会

委育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表のサービスの項備考の欄中「短期介護を理由とする特別休暇及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

付 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。